

神奈川県観光振興条例の改正について

1 改正の趣旨

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により観光地を選ぶ基準として、「安心であること」が求められるようになってきていることから、「安心」の観点を加えるなど、所要の改正をするもの。

2 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により観光地を選択する基準として、「安心であること」が求められるようになってきていることから、「安心」の観点について理念規定や施策規定に加える。（第3条第7項、第10条第3項関係）
- (2) 「神奈川県観光振興重点期間」について、観光振興は年間を通じて行う流れがあることや、戦略的に観光需要の分散化が重要となることから削除する。（第19条関係）
- (3) 上記(2)に伴い、所要の改正を行う。（第20条関係）

3 スケジュール

- ・ 令和5年2月 令和5年第1回定例会に議案を提出
- ・ 令和5年4月1日 条例施行（予定）